

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材・雇用対策課)

一

## 告 示

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力の停止

(二件)

(介護保険室)

一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始

(同)

三

## 企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

三

## 選挙管理委員会

○政治団体の届出

六

○政治団体の届出事項の異動届

六

○政治団体の解散届

七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十六年分)

七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十七年分)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十八年分)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)

八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)

九

○資金管理団体の届出

一〇

## 公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

一〇

## 規 則

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

訓練課程	対象	訓練科	入校定員	訓練定員	訓練期間
普通課程	高卒	デジタルサイエンス科	一〇〇人	一〇〇人	一年
短期課程	高卒	総合実務基礎科	一三〇人	一三〇人	六月

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第六十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項第六号の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十一年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十一年一月七日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地

株式会社メデ カジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁目 九番六号大宮セ ンタービル十三階	〇四七五四〇〇一一五	山田テイサービ スセンターそよ 風	仙台市太白区山 北前町三十三 番六十五号
-----------------	--	------------	-------------------------	----------------------------

三 処分の内容及び期間

1 処分の内容

平成二十一年十二月十日付け宮城県（介保）指令第二百四十九号で指定した指定居宅介護支援事業所について、指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止する。

2 期間

平成二十一年二月一日から平成二十一年四月三十日まで

〇宮城県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項第六号の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十一年一月二十日

一 処分をした年月日

平成二十一年一月七日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社メデ カジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁目 九番六号大宮セ ンタービル十三階	〇四七五五〇一四一七	南光台ケアセン ターそよ風	仙台市泉区南光 台南二丁目二十 六番十号

三 処分の内容及び期間

1 処分の内容

平成十八年五月十五日付け宮城県（介保）指令第七十号で指定した指定居宅介護支援事業所に  
ついて、指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止する。

2 期間

平成二十一年二月一日から平成二十一年四月三十日まで

〇宮城県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業出来川右岸地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十一日から平成二十一年二月十九日まで

三 縦覧場所

美里町役場及び涌谷町役場

〇宮城県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類

二 路 線 名 泉塩釜線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
多賀城市市川字伏石一一五番一地先から 同市市川字伏石九番三地先まで		前	後	一〇・〇 三三・〇	七一・〇 七一・〇

○宮城県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十日から三十日宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泉塩釜線	多賀城市市川字伏石一―五番一地从先から同市市川字伏石九番三地从先まで	平成二十一年一月二十日

### 企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年一月二十日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

#### 一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 平成二十年度長契大広水総〇三〇二〇・B〇一号  
大崎広水・仙北工水 庁舎管理業務委託 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県加美郡加美町字麓山内外（麓山浄水場及び中峰浄水場外）

#### 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。）
- 2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- 5 平成十年度以降において、庁舎管理における保守点検業務及び清掃業務を行った実績のある者

であること。

6 入札期日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立をしている者でないこと。

7 銀行取引停止となっていないこと。

8 本県の入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

9 入札に参加を希望する者は、5に掲げる事項を証する書類を平成二十一年二月九日までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二・二二一・三三三三三）へ平成二十一年二月九日までに提出すること。

#### 三 入札手続等

##### 1 担当課及び担当者

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課 予算・出納班（担当 面代 進 電話〇二一・二二一・三四一七）

##### 2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十一年一月二十日から平成二十一年二月六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所 1と同じ

(四) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付方法 1において交付する。ただし、図面及び仕様書については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

##### 3 設計図書等の閲覧

当該業務委託に係る仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

(一) 閲覧期間及び時間

平成二十一年一月二十日から平成二十一年三月四日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県企業局公営事業課

4 入札書の提出期限及び場所

平成二十一年三月二日 午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年三月五日 午後一時三十分  
宮城県行政庁舎十五階 宮城県企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二で準用する県財務規則(昭和三十九年三月三十日宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service(s) to be Procured: Osaka regional waterworks and Sendai Hokoku Industrial waterworks building maintenance services (1 set)

2 Period of Contract: April 1, 2009 to March 31, 2012

3 Deadline for Bid: March 2, 2009, 5:15 p.m.

4 Contact Person: Susumu Menda, Budget and Treasury Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3417

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年一月二十日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 平成二十年度長契仙広水総〇四〇二〇・B〇一号  
仙南・仙塩広水 庁舎管理業務委託 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県白石市福岡長袋字南部山地内外(南部山浄水場外)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。)

2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

5 平成十年度以降において、庁舎管理における保守点検業務及び清掃業務を行った実績のある者であること。

6 入札期日において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立をしている者でないこと。

7 銀行取引停止となっていないこと。

8 本県の入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。  
 9 入札に参加を希望する者は、5に掲げる事項を証する書類を平成二十一年二月九日までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二二・三三三三)へ平成二十一年二月九日までに提出すること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課 予算・出納班(担当 面代 進 電話〇二二・二二二・三四一七)

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十一年一月二十日から平成二十一年二月六日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。(一)の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所 1と同じ

(四) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付方法 1において交付する。ただし、図面及び仕様書については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

3 設計図書等の閲覧

当該業務委託に係る仕様書、図面(以下「設計図書等」という。))を閲覧に供する。

(一) 閲覧期間及び時間

平成二十一年一月二十日から平成二十一年三月四日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)  
 の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県企業局公営事業課

4 入札書の提出期限及び場所

平成二十一年三月二日 午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の

名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年三月五日 午後二時

宮城県行政庁舎十五階 宮城県企業局会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二で準用する県財務規則(昭和三十九年三月三十日宮城県規則第七号)第九十七条 第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。))を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service(s) to be Procured: Sennan-Senen regional waterworks building maintenance services (1 set)

2 Period of Contract: April 1, 2009 to March 31, 2012

3 Deadline for Bid: March 2, 2009, 5:15 p.m.

4 Contact Person: Susumu Menda, Budget and Treasury Section, Public and Water Projects

Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3417

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十一年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

富塚正夫後援会 佐々木正志 富塚幸夫 栗原市築館字照越大ヶ原二二九 平成二十年十一月一日

ささき守後援会 齋藤清一 佐々木三郎 柴田郡柴田町西船迫一・二二・四 平成二十年十二月十一日

永窪たつき後援会 小原啓作 永窪威 柴田郡大河原町字住吉町六・六 平成二十年十二月十六日

伊藤栄後援会 芳賀忠義 高橋利喜夫 登米市登米町小島東針田一一三 平成二十年十二月十七日

梅津てるお後援会 柏雄 高橋茂美 刈田郡七ヶ宿町字湯原五一 平成二十年十二月十八日

長谷川洋一政策研究会 長谷川洋一 佐藤秀文 角田市平貴字住吉一八 平成二十年十二月二十六日

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

平成二十一年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

（政党の支部）

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

自由民主党富谷町支部 中山耕一 代表者 中山耕一 土井佐吉 平成二十年十二月八日

自由民主党丸森町支部 寺島英毅 主たる事務 伊具郡丸森町小泉一四・五 平成二十年十二月十日

自由民主党宮城県薬剤師支部 生出泉太郎 会計責任者 笠原純子 荘司良子 平成二十年十二月十五日

民主党宮城県第3区総支部 橋本清仁 同 沼倉昭仁 加藤幸雄 平成二十年十二月十八日

自由民主党21世紀宮城をつくる会 鹿内博 代表者 鹿内博 中沢元吉 平成二十年十二月二十二日

同 同 主たる事務 所の所在地 仙台市泉区明石南四・一八・三四 愛子雷神三・二四 平成二十年十二月二十二日

民主党宮城県第2区総支部 斎藤恭紀 国会議員関係の区分 法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 平成二十年十一月四日

民主党宮城県第1区総支部 郡和子 国会議員関係の区分 法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 平成二十年十二月十六日

自由民主党宮城県参議院選挙区第三支部 市川一朗 国会議員関係の区分 法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 平成二十年十二月二十二日

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部 愛知治郎 国会議員関係の区分 法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 平成二十年十二月二十六日

（その他の政治団体） 政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

相沢ただし後援会 高橋忠 主たる事務 所の所在地 名取市植松一七・五 名取市飯野坂一三・一二 平成二十年十一月四日

高橋かつお後援会 阿部学 代表者 阿部学 鈴木満 平成二十年十一月五日

刈田病院を守る市民の会 佐藤光也 主たる事務 所の所在地 白石市長町五八・一六 白石市本町四五 平成二十年十二月十二日

八島定敏後援会 川井貞一 同 白石市長町五八・一六 白石市大手町三三 平成二十年十二月十二日

愛知治郎後援会	市川一朗後援会	郡和子の会	秋葉けんや後援会	齋藤やすのりの会	MSS政策研究会	同	杜の都市政研究会	相沢よしのを囲む会	宮城県薬剤師連盟	宮城県藤井基之薬劑師後援会
佐藤久一郎	八木 洵	郡 和子	三好 彰	齋藤 恭紀	高橋 一成	同	猪又 和彦	相沢 芳則	生出泉太郎	生出泉太郎
国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	代表者	同	同	同
係第十九条の七に	係第十九条の七に	係第十九条の七に	係第十九条の七に	係第十九条の七に	係第十九条の七に	係第十九条の七に	猪又 和彦	仲原 郷太	笠原 純子	笠原 純子
国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	伊藤 和哉	猪又 和彦	庄司 良子	庄司 良子
平成二十年十二月二十六日	平成二十年十二月二十二日	平成二十年十二月十六日	平成二十年十二月十日	平成二十年十二月四日	平成二十年十二月十九日	平成二十年十二月十七日	鈴木 昭宏	猪又 和彦	平成二十年十二月十五日	平成二十年十二月十五日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
ちば実を育てる会	佐藤 市郎	平成二十年八月二十六日	平成二十年十二月三日
我妻稔後援会	遠藤 忠良	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月八日
野村國雄後援会	森 文男	平成二十年十一月十一日	平成二十年十二月十一日
JAM宮城政治連盟	鈴木 一彦	平成二十年十一月二十八日	平成二十年十二月十七日
未来のために柴原順一郎と頑張り隊	斎藤慎太郎	平成二十年十二月十日	平成二十年十二月十八日
近藤義次後援会	伊藤 武利	平成二十年七月十日	平成二十年十二月二十六日
健康で明るい角田を創る会	面川 義明	平成二十年十二月十日	平成二十年十二月十日
○宮選管告示第百十六号			
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十六年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。			
平成二十一年一月二十日			
宮城県選挙管理委員会	委員長 佐藤 健一		

(公職の候補者の氏名及び公職の種類)  
係政治団体  
愛知治郎、参議院議員

(その他の政治団体)  
政治団体の名称 近藤義次後援会  
報告年月日 平成20年12月26日  
1 収入・支出の総額

政治団体の収支報告書の要旨

(1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円

○宮選挙区告示第百十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十七年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年一月二十日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 近藤義次後援会  
 報告年月日 平成20年12月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円

○宮選挙区告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年一月二十日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 近藤義次後援会  
 報告年月日 平成20年12月26日

1 収入・支出の総額 〇 円  
 (1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円

○宮選挙区告示第百十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年一月二十日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 近藤義次後援会  
 報告年月日 平成20年12月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇 円  
 ア 前年繰越額 〇 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 〇 円

政治団体の名称 野村國雄後援会  
 報告年月日 平成20年12月11日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 200 円  
 ア 前年繰越額 200 円  
 イ 本年収入額 〇 円  
 (2) 支出総額 200 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
 合 計 〇 円

○阿賀野市長選挙に不出  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分区分選挙の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。

平成二十一年四月十四日

阿賀野市長選挙に不出

阿賀野市長選挙に不出

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 我妻裕後援会

報告年月日 平成20年12月8日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 372,225 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 372,225 円

(2) 支出総額 372,225 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附 372,225 円

(ア) 寄附（内訳別掲） 372,225 円

a 個人からの寄附 372,225 円

合 計 43,287 円

【寄附の内訳】

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金 額) (住 所)

平間 久 372,225 円 刈田郡蔵王町

小 計 43,287 円

合 計 372,225 円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 372,225 円

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 372,225 円

a 機関紙誌の発行事業費 372,225 円

合 計 372,225 円

政治団体の名称 健康で明るい角田を創る会

報告年月日 平成20年12月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 近藤義次後援会

報告年月日 平成20年12月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 JAM宮城政治連盟

報告年月日 平成20年12月18日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 396,775 円

ア 前年繰越額 353,488 円

イ 本年収入額 43,287 円

(2) 支出総額 396,775 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附 43,000 円

(ア) 寄附（内訳別掲） 43,000 円

<p>a 政治団体からの寄附</p> <p>イ その他の収入 10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>【寄附の内訳】</p> <p>ア 政治団体からの寄附 (寄附者の名称)</p> <p>その他</p> <p>小 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>(イ) 寄附・交付金</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 ちば実を育てる会</p> <p>報告年月日 平成20年12月3日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 野村國雄後援会</p> <p>報告年月日 平成20年12月11日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 未来のために柴原順一郎と頑張リ隊</p> <p>報告年月日 平成20年12月18日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>43,000 円</p> <p>287 円</p> <p>287 円</p> <p>43,287 円</p> <p>43,000 円</p> <p>43,000 円</p> <p>396,775 円</p> <p>20,000 円</p> <p>196,775 円</p> <p>396,775 円</p> <p>0 円</p>
---	--

<p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>○宮城県公安委員会第二十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金 管理団体の届出があった。 平成二十一年一月二十日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一</p> <p>(その世の政治団体)</p> <table border="1"> <tr> <th>届出番号</th> <th>公職の種類</th> <th>資金管理団体の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>代表者の氏名</th> <th>届出年月日</th> </tr> <tr> <td>昭谷三洋一</td> <td>宮城県議会議員</td> <td>昭谷三洋一政策研究会</td> <td>角田市平貫字住吉二八</td> <td>昭谷三洋一</td> <td>平成二十年十二月二十六日</td> </tr> </table>	届出番号	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日	昭谷三洋一	宮城県議会議員	昭谷三洋一政策研究会	角田市平貫字住吉二八	昭谷三洋一	平成二十年十二月二十六日	<p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>
届出番号	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日								
昭谷三洋一	宮城県議会議員	昭谷三洋一政策研究会	角田市平貫字住吉二八	昭谷三洋一	平成二十年十二月二十六日								

### 公安委員会

#### ○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年1月20日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

#### 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1下肢不自由の項中「、2級及び3級の1」を「から4級までの各級」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年1月20日から施行する。